

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について(意見)

国は、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日公表)において、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備すること等を目標としている。

放課後児童クラブの質の改善や量の拡大を推進するには、都市自治体と保護者、支援員、地域、関係団体等が連携・協働し、地域の実情に応じた運営を行うことが極めて重要である。

我々都市自治体は、これまでも放課後児童クラブの実施主体として、子どもたちの安全の確保を最優先に、子どもたちの主体性を尊重し、健全な育成を図るため、運営方法等を創意工夫し、その実施にまい進してきた。今後も、市長の責任において、子どもたちの安全と緊急時の対応策を確保するための具体的な方策を講じるとともに、放課後の健全な育ちと子育てを支援していくため、地域の実情に応じて、保護者等との緊密な連携と協働体制の構築を更に推進することで、実施主体としての責務を果たしていく所存である。

国においては、都市自治体が地域の実情に応じ、子どもたちのために最も望ましい形で放課後児童健全育成事業を運営することが可能となるよう、以下の事項を実現されたい。

- 1 放課後児童クラブにおける国の「従うべき基準」については、地域の実情に応じた施設の設置や運営に多くの支障が生じていることから、速やかに廃止または「参酌基準化」すること。
- 2 特に、放課後児童支援員については、資格要件の在り方を検討するとともに、都道府県と市町村が連携し、真に必要な研修を実施できるようにするなど、資質の向上に必要な措置を講じること。

3 都市自治体が、質の改善や量の拡大に対応できるよう、放課後児童支援員の処遇改善を図るとともに、施設整備・運営に係る財政措置を拡充すること。

また、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、実施要綱で定める要件及び交付要綱で定める補助基準額等を見直すこと。

4 国・都道府県・市町村・当事者が連携した、質を確保するための協議の場を設置すること。

平成 30 年 10 月 5 日

全国市長会 子ども・子育て検討会議